

高知県リサイクル製品等認定審査会設置要綱

(設置)

第1条 高知県リサイクル製品等認定事業要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により、高知県リサイクル製品等認定審査会（以下「認定審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 認定審査会は、次の事項を所掌する。

- (1) 高知県リサイクル製品及び環境配慮型事業所並びにエコショップの認定基準に関すること。
- (2) 高知県リサイクル製品及び環境配慮型事業所並びにエコショップの認定審査及び認定取消しに関すること。
- (3) その他認定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 認定審査会は、知事が委嘱し、又は命ずる別に定める者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 認定審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。

(会議)

第5条 認定審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 認定審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 認定審査会の庶務は、高知県林業振興・環境部環境対策課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、認定審査会の運営その他必要な事項は、会長が認定審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。